平成２５年（フ）第２１号
山口県下関市東大和町２丁目２番17―905号
債務者　福原美智子（旧姓濱﨑）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
福岡県飯塚市忠隈61番地３
債務者　相原　義則
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１８号
福岡県飯塚市川島265番地６　三笑コーポ202号
債務者　村上　悟朗
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２７号
福岡県飯塚市西町７番41号　レジデンス仲野208号
債務者　金原紀美枝
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５号
福岡県柳川市三橋町百町1608番地
債務者　川口　良二
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第６号
福岡県柳川市三橋町百町1608番地
債務者　川口ヤス子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第４号
福岡県筑後市大字下北島561番地１
債務者　下川　弘人
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第５３号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目７番６号　野口アパート202号
債務者　山園かよこ
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第６５号
鹿児島県鹿児島市吉野町2184番地５
債務者　服部　正和
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７２号
鹿児島県鹿児島市加治屋町８―15、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市犬迫町10887番地
債務者　中野　龍介
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７７号
鹿児島県鹿児島市吉野町8913番地６
債務者　篠田香代子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７８号
鹿児島県鹿児島市三和町42番21―709号
債務者　西　　逸子
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１１号
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町25番地22、前住所鹿児島県奄美市名瀬大字小宿2279番地（里）
債務者　東郷　未来（旧姓砂元）
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１０号
鹿児島県出水市麓町10番13号、前住所鹿児島県出水市緑町41番53号
債務者　木下　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
長野市中曽根2142番地10
債務者　徳武　明男
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
長野県上田市住吉2875番地　橋本方
債務者　松田佳代子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１３９９号
京都市山科区椥辻池尻町69番地　明誠ハイツ103
債務者　村尾　一男
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６０５号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪43番地　パラシオ・竹内105号
債務者　小﨑　史裕
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係